

認定委員会からの重要なお知らせ

2020年5月21日

会員各位

日本くすりと糖尿病学会（JPDS）認定制度についての重要なお知らせ

平素より日本くすりと糖尿病学会の活動に多大なるご協力を頂き、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス（COVID-19）の感染により亡くなられた方、ご遺族に心からお悔やみを申し上げますとともに、現在も闘病中の患者さん、対応にあたっておられるすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響で、第9回日本くすりと糖尿病学会学術集会以降の学術集会が1年延期となりました。よって、今年より開始したP認定単位の発行が延期となることが見込まれます。これらにより、本学会の認定制度に影響が出ることが予想されますので、認定制度の詳細について説明します。「糖尿病薬物療法認定薬剤師」は公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（CPC）により認証された本学会の認定制度です。そのため CPC より認証された他団体との整合性と互換性を取るため、特別な処置はできないことをご理解ください。

1. 「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」の呼称変更

「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」は認定薬剤師になるために必ず取得しないといけない教育システムであり、本学会（JPDS）が承認する制度です。

今回 CPC の指摘により、「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」が「糖尿病薬物療法認定薬剤師」と誤認されるおそれがあるため、「准認定」の呼称を変更することとなりました。2021年度より「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」は、「糖尿病薬物療法履修薬剤師」に改称されます。現在使用中の「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」の認定証をお持ちの方は、「糖尿病薬物療法履修薬剤師」の認定証を2021年4月以降に発行します。認定証の発行・発送につきましては、会員マイページへのご登録情報を基に行いますので、下記よりご登録情報のご確認・ご変更をお願い申し上げます。

<https://service.kktcs.co.jp/smms2/loginmember/jpds>

2. 来年度以降の認定薬剤師、履修薬剤師の申請及び更新に関する告示時期について

毎年、下記の表通り、申請書類の受付時期を設定します。事前にご用意をお願い致します。

認定制度の告知期間

	糖尿病薬物療法認定薬剤師	糖尿病薬物療法履修薬剤師	認定薬剤師、履修薬剤師の更新
申請期間	4月1日～5月1日までの1ヶ月間	6月1日～7月1日までの1ヶ月間	10月1日～11月30日までの2ヶ月間
提出期限	5月1日消印まで有効	7月1日消印まで有効	11月30日消印まで有効
申請審査期間	約2ヶ月（自駆例審査など含むため）	学術集会前日に審査	約2ヶ月（自駆例審査など含むため）
申請内容の審査結果通知	7月上旬（認定試験通知）	12月上旬※	2月上旬※
認定試験日	ホームページ掲示		
理事会承認	11月理事会にて	11月理事会にて	2月理事会にて
認定証発行	翌年度の4月以降随時	翌年度の4月以降随時	翌年度の4月以降随時

※会員マイページにてお知らせ

3. 2021年度以降の認定制度の（認定薬剤師・履修薬剤師）申請、更新の期間延長について

2020年度から開始予定のP認定単位発行が1年間延期されることに伴い、申請対象の条件から1年間延期することとします。糖尿病薬物療法認定薬剤師と履修薬剤師の更新は5年後か1年延長の6年後のどちらかとします。認定制度の新旧変更があるので、更新時期を各自で選択してください。

ただし、1年間の延期は「緊急特例措置」であり、更新を1年延期した場合の認定制度の呼称の件は、認定証自体が期限切のため呼称できません。更新後に新たな有効期限が示された認定証が発行されます。その際から、呼称可能です。この措置もすべての人に対応している特例です。

糖尿病薬物療法 認定薬剤師 認定時期と更新時期(2020年COVID-19感染拡大のための措置)

	認定時期● 更新時期▲																
年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年						
月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月						
糖尿病薬物療法 認定薬剤師	●	5年にて更新					▲ 1年延	▲									
		●	5年にて更新					▲ 1年延	▲								
			●	5年にて更新					▲ 1年延	▲							
				●	5年にて更新					▲ 1年延	▲						
					●	5年にて更新					▲ 1年延	▲					
						●	5年にて更新					▲ 1年延					
1年延期期間 ● 5年にて更新																	
更新時期は、更新の申請書類が出せる時期でよい。5年後及び1年延期後選択は自由。それ以後は、保留申請書提出にて期間延長すること。																	
認定制度（新旧）	初回認定制度（2020年3月末日終了）			P認定開始前の旧制度			P認定開始後の新制度										

糖尿病薬物療法 履修薬剤師 認定時期と更新時期

	認定時期● 更新時期▲																
年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年						
月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月						
糖尿病薬物療法 履修薬剤師 (前；准認定薬剤師)	●	5年にて更新					▲ 1年延	▲									
		●	5年にて更新					▲ 1年延	▲								
			●	5年にて更新					▲ 1年延	▲							
				●	5年にて更新					▲ 1年延	▲						
					●	5年にて更新					▲ 1年延	▲					
						●	5年にて更新					▲ 1年延					
1年延期期間 ● 5年にて更新																	
更新時期は、更新の申請書類が出せる時期でよい。5年後及び1年延期後選択は自由。それ以後は、保留申請書提出にて期間延長すること。																	
認定制度（新旧）	初回認定制度（2020年3月末日終了）			P認定開始前の旧制度			P認定開始後の新制度										

（重要）ただし、認定期間は、認定証通りであり5年目更新できない方は「呼称」はできませんが、更新の受付は保留申請書がなくても認める措置

図 認定薬剤師、履修薬剤師の更新に関する申請時期

4. 2021年3月末日までの認定制度（認定薬剤師）の更新の方

本来であれば、2020年度本会学術集会において単位や発表などを、今後の更新に考慮に入れていた会員の方も多くおられることと存じます。本学会学術集会の延期などCOVID-19感染拡大に伴い、2020年度1年間は更新年度対象から1年を除く（カウントしない）対応処置を講じます。来年度に申請をお待ちしています。ただし、認定証の有効期限は切れているので「呼称」はできませんが、更新の有効期限のみ延長いたします。

また、2021年3月末日までの認定薬剤師、履修認定薬剤師で更新予定の方で、申請書類がすべて満たしている方は、今年度の申請を受け付けます。申請期日は、上記2.表を参考に申請書類の受付を開始しますので提出してください。

P認定の発行も1年延期となったため、2022年度の更新申請においてもP認定単位の要件が満たさないため、2022年3月末日までの認定薬剤師、履修認定薬剤師で更新予定の方は、P認定単位以外の修得単位が満たしている方は、更新対象者としてみなします。

○ 2021年度、2022年度の更新要件は下記の内容とします。

認定薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格をすべて満たすこと（第20条）。

- (1) 継続的に本学会正会員（既納済み）であること。
- (2) 本学会が示す単位基準の修得単位が、認定期間中に50単位以上（毎年最低5単位以上）あること。
ただし、当学会が発行するP認定単位が35単位以上あること。
- (3) 本学会において、学会発表が認定期間中に1回以上（筆頭発表者）あること。
または、日本糖尿病学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や国際学会において、糖尿病および糖尿病患者の薬物療法に関する学会発表が、認定期間中に1回以上（筆頭発表者）あること。
- (4) 認定期間中に行つた自験例を10例以上有していること。自験例を提出できない場合には認定薬剤師として十分な活動実態を有していること。

注意）申請者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める

*切り取り線●●●は、2023年度以降は新制度としてP認定単位の修得単位が必要となるが、2021-22年の2年間は必要なし。

*糖尿病薬物療法 認定薬剤師と履修薬剤師の更新時期が2回あり、5年後でも1年延長の6年後でもよいが、認定制度の新旧変更があるので、個人の対応で更新時期を決めて下さい。

2023年度（4月）以降の更新に関わる手続きの中で、何らかの理由で申請ができない場合は、第8章特例措置として、JPDSホームページ掲載の「新認定制度の各種手続きについて」を参考に、「保留申請書」で対応します。ご迷惑をお掛け致しますが、有事の際の緊急的措置としてご理解いただきたく存じ上げます。

5. 来年度以降の認定制度の（認定薬剤師・履修薬剤師）申請される会員の方へ

2020年度から開始予定のP認定単位発行の延期に伴い、2022年度から実施予定であるP認定単位の申請は困難であると判断し、申請対象の条件から1年間延期することとします。

● 2021年度、2022年度の認定薬剤師の申請要件

認定薬剤師を申請する者は、申請時に次の各項に定める受験資格をすべて満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 申請時において本学会が認定した准認定薬剤師であり、継続して本学会正会員（既納済み）であること。
- (3) 本学会が示す修得単位が、履修（前：准認定）薬剤師取得後20単位以上あること。
ただし、当学会が発行するP認定単位が15単位以上あること。（直近〇年は削除）
- (4) 本学会において、筆頭発表者として1回以上の学会発表があること。
- (5) 申請時に自験例を10例有すること。または、糖尿病に関連した論文*が3報以上（うち1報以上は筆頭者）あること。

*原著論文、ノート、症例報告、療養指導事例など投稿規定で複数査読審査のあるもの

- (6) 本学会が開催するアドバンスト編技能研修のすべての種類（過去5年以内）に1回は参加していること。

注：技能研修会のアドバンスト編は、自己注射手技、自己血糖測定手技、症例検討の3コースを学術集会期間外に開催します。（この研修会には時間数に従った単位が付与されます。）開催時期はホームページ及びメールサービスにてお知らせ致します。

ただし、本学会会員であり、日本糖尿病療養指導士（CDEJ）認定を受け5年以上継続している者は第12条（5）を免除するものとする（第13条）。

注意1：認定薬剤師は、第12条の条件を満たし、認定試験（筆記試験）に合格した者をいう（第14条）。

注意2：申請者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める（第15錠）。

● 2021年度、2022年度の履修薬剤師の申請要件

履修薬剤師を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 薬剤師歴5年以上、申請時において本学会正会員（既納済み）であること。
- (3) 本学会が示す単位基準の修得単位が、30単位以上あること。（直近〇年は削除）
ただし、当学会が発行するP認定単位が15単位以上あること。
- (4) 上記（3）において、日本糖尿病療養指導士（CDEJ）、地域糖尿病療養指導士（CDEL）、日本医療薬学会認定薬剤師、同薬物療法認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システムレベル5以上、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師のいずれかを取得している者は、本学会が示す単位基準の修得単位が20単位以上とする。
- (5) 本学会が開催する基礎編技能研修のすべての種類（過去5年以内）に1回でも参加していること。

注1：技能研修会の基礎編は2種類（自己注射手技・SMBGと症例検討）で学術集会期間中に開催（学術集会参加による単位付与がありますので、技能研修会のみの単位付与はありません）

注2：申請者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める。

認定薬剤師制度の申請・更新に必要な所定単位一覧表

1. 糖尿病に関する学会・学術大会への参加・発表に関する所定点数（1学会1日に付き）

学会・学術集会名	単位		
	参加	筆頭 発表※②	共同 発表※③
日本くすりと糖尿病学会（P認定単位は、参加のみ）	4※①	3	1
日本糖尿病学会（全国大会）	4	3	1
日本糖尿病合併症学会、日本糖尿病情報学会、糖尿病学の進歩、日本糖尿病協会療養指導学術集会、日本糖尿病妊娠学会、日本糖尿病肥満動物学会、日本糖尿病医療学会、日本糖尿病学会地方会、肝臓と糖尿病・代謝研究会	3	2	1
糖尿病に関連する基礎研究・臨床研究の学会発表について 国際学会、日本薬学会、日本老年学会、日本病態栄養学会、日本静脈栄養学会、日本腎臓病学会、日本腎臓病薬物療法学会、日本薬剤師会学術大会（地方会は除く）、日本病院薬剤師会地方会、日本医療薬学会など※②	—	2	1

※① 外部評価された日本薬剤師研修センターおよび日病薬学認定制度にも互換性があり、使用することは可能です。当学会以外の認定単位として使用可能であり、どちらか一方で使用してください。ただし、当学会の糖尿病認定薬剤師制度単位として取り扱う場合は、当学会が発行したP認定単位を学術集会の主催者より交付された参加証明書（学会名、学会開催日、学会長名の記載があり、参加者の所属と氏名の記載があるもの）の写しか原本の表面に直接貼付してください。貼付されていない参加証は、P認定単位として認められません。P認定単位は写しでは対応できません。

注1)当学会以外の学術集会への参加証明は、主催者より交付された参加証明書（学会名、学会開催日、学会長名、参加者の所属と氏名の記載があるもの）で、申請する際は写しで可能です。

注2)参加証明証以外の証明できないネームカードや領収書の場合は、一切受け付けないので紛失しないように管理してください。

注3)本学会での筆頭・共同発表は、P認定単位を渡さないため、P認定以外の単位で承認します。

※②③ 学会・学術大会での発表は糖尿病に関する発表のみに所定点数として加算できます。ただし、参加証、学術集会の表紙と抄録（プログラム）など写しを添付すること。ただし、発表ごとに、講演集・要旨集の表紙および発表要旨が掲載されている該当ページの写しを1部添付し、表紙の右上部に発表番号を記入してください。また、申請者本人に朱色の下線を付してください。

※④ 学会・学術大会でのシンポジウム、座長は所定点数として認められていません。認定薬剤師の実績として記載してください。

2. 論文の執筆に関する所定単位（糖尿病に関する論文に限る）

複数者の査読がある国内外の学会誌 ※④	単位	
	筆頭発表	共同発表
日本くすりと糖尿病学会 学会誌	5	2
インパクトファクター (impact factor, IF) のある雑誌 (欧文)	10	2
日本糖尿病学会、日本糖尿病学会地方会、日本糖尿病合併症学会、日本糖尿病情報学会、肝臓と糖尿病・代謝研究会、日本糖尿病協会療養指導学術集会、日本糖尿病妊娠学会、日本糖尿病肥満動物学会などの学会誌	5	2
医療薬学誌、TDM 研究、YAKUGAKU ZASSHI、日本臨床薬理学会誌、日本病院薬剤師会雑誌、日本薬剤師会雑誌、日本老年学会・日本病態栄養学会・日本静脈栄養学会・日本腎臓病学会・日本腎臓病薬物療法学会など学会誌	5	2

※④ 申請時には、各学会誌の論文と論文投稿時の投稿規定 1 部写しを提出すること。

当学会誌の場合は、投稿規定の写しは必要ない（省略可）。

論文は、原著論文、ノート、症例報告、療養指導事例なども可能とする。ただし、複数査読は必須。

3. 技能研修および当会が承認する講習会・研修会に関する所定単位

アドバンスト編・基礎編 技能研修会への参加	単位
インスリン・GLP-1 受容体作動薬注射手技 (P 認定単位)	
血糖自己測定手技 (P 認定単位)	
症例検討 (P 認定単位)	
当学会が承認した他の学会、地方での講習会・研修会（技能研修含む）	90 分 1 単位 (45 分 0.5 単位)
※⑤ (P 認定単位)	
糖尿病に関する講習会、研修会、及び e-learning など他のプロバイダー認定単位が取得できる場合※⑥	

※⑤ JPDS 教育研修委員会にて講習（研修）認定単位の申請を行い、「認定薬剤師の申請および更新に必要な単位研修の認定基準」を満たして承認された講習会および研修会

※⑥ 薬剤師認定制度認証機構（CPC）よりプロバイダー認証されている認定単位との相互に単位の互換性があります。ただし、いずれかの一つのみに単位は有効となります。他のプロバイダー認定単位（時間）が当会の認定単位（時間）が異なる場合は、当会に合わせて認定単位として承認する（45 分未満は 0 単位、45 ~ 89 分は 0.5 単位、90 ~ 135 分は 1 単位として考えること）。ただし、糖尿病関連を証明するプログラム等を添付すること。

以上

文責：JPDS 認定委員長 濱口 良彦